

【豊田市ふるさと納税】返礼品の登録・提供開始までの標準的な流れ

事業者登録

①「WE LOVE とよた応援寄附金パートナー事業者募集要項」に基づく「誓約書」を中間事業者宛に提出してください。

②返礼品提供に関し、中間事業者との個別契約を行ってください。
(詳細は中間事業者から提示します)

③中間事業者に対して返礼品の新規登録希望を申し出てください。

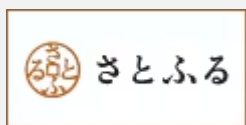
④中間事業者による返礼品製造の現地確認やヒアリング等を実施しますので、対応してください。

ヒアリングの内容を踏まえ、豊田市から国（総務省）に対し、返礼品の認定に係る申請を行います。

⑤国の承認後、中間事業者にて返礼品ページの作成（返礼品の写真撮影や紹介文の作成等）を行いますので、内容の確認をしてください。

 ふるさとチョイス など
「さとふる」以外のサイト

ページ内容確認後、公開・受付開始となります。



- ご自身で、さとふるへの登録作業が必要となるほか、発注管理が別途必要です。
- さとふるにも掲載を希望される場合は、豊田市に申し出てください。
- 返礼品ページの作成にあたっては、中間事業者が作成した写真やテキストをそのまま利用できます。

※なお、返礼品の適切な提供管理のため、さとふるのみの返礼品提供は原則お断りいたします。

返礼品登録

※現地決済型ふるさと納税「ふるさと応援納税」への参画に関しては、「ふるさと応援納税」の運営事業者に直接申込を行ってください。